

# 筑波大学大学研究センター規則

昭和61年4月22日

規則第1号

平成2年6月28日一部改正

## (目的)

第1条 筑波大学大学研究センター（以下「センター」という。）は、大学の機能に関する総合研究を行うとともに、実践可能なモデルを開発、試行及び提供することにより、我が国の大学改革の推進に寄与することを目的とする。

## (管理運営)

第2条 センターの管理運営は、センター長が行う。

## (運営委員会)

第3条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) 企画調査室長

(3) センターの維持運営に関する職員のうちからセンター長が推薦する者 2人

(4) 研究審議会が推薦する教員 2人

(5) 教育審議会が推薦する教員 2人

(6) その他学長が指名する教員 若干名

3. 前項第3号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 前項の規定にかかわらず、任期の周期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

5. 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

## (事務)

第4条 センターに関する事務は、学校教育事務部が行う。

## (細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な細目は、別に定める。

### 附 則

この規則は、昭和61年4月22日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成2年7月1日から施行する。